

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会 ふれあい福祉相談センター運営要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会(以下「本会」という。)はふれあい福祉相談センター(以下「相談センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 相談センターは、地域住民の福祉相談に応じるとともに、相談を通して見出された課題に対してニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、適切な助言、指導により問題の解決に努め住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(所在地及び運営管理)

第3条 相談センターは、伊達市保原町字宮下 111 番地 2 に事務所を置き、本会がその運営にあたる。

(機構)

第4条 相談センターには、相談員、事務職員を置き、その選任は次のとおりとする。

- (1) 相談員 相談員は弁護士とし、伊達市社会福祉協議会長が委嘱する。
- (2) 事務職員 事務職員は、本会の職員をもって充て、相談事務全般の処理に当たる。

(相談日等)

第5条 相談日及び相談場所は次のとおりとする。

- (1) 相談日 毎月1回、午後1時から午後4時までとする。
- (2) 相談場所 本会の各支所に開設し、巡回相談とする。

(経費)

第6条 相談センターに関する経費は、すべて本会において支弁するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。